

令和 8 年 7 月 24 日 14 時 00 分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

業者名:アメリカンエンジニアリングコーポレーション

期間:令和 8 年 7 月 24 日から令和 8 年 9 月 23 日まで(2 ヶ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

アメリカンエンジニアリングコーポレーションが建設業法の規定により監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契 約 課 長 やなぎはら ひろあき 柳 原 宏明 (内線 2511)

建 設 専 門 官 ふるはら さとし 古 原 悟 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経 理 調 達 課 長 かとう ひであき 加 藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武 田 知美 (内線 6313)

令和 8 年 7 月 24 日
近畿地方整備局

アメリカンエンジニアリングコーポレーションに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

アメリカンエンジニアリングコーポレーションは、過去3事業年度(令和5年1月1日から令和7年12月31日まで)において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等(建設業法第7条第2号イ、ロ及び同法第15条第2号ロの規定に基づく実務の経験を含む。)を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年6月5日に建設業許可部局(沖縄総合事務局)より22日間の営業停止処分を受けた。

2. 指名停止措置理由

アメリカンエンジニアリングコーポレーションが建設業法の規定より監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：アメリカンエンジニアリングコーポレーション

沖縄県宜野湾市大山7-11-47

ケネス・マーク・エクスタースティン

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年7月24日から令和8年9月23日まで(2ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)